

行政制度調整表

専門部会	財政・住民生活・産業・建設	分類	手数料	中条町担当	税務課・町民福祉課・農業委員会・地域振興課
分科会	民税・資産税・収納住民・環境衛生・農業委員会・都市計画	調整項目	証明・交付等手数料	黒川村担当	企画財政課・住民課・農業委員会・建設課

現 況						調 整 方 針	備 考
記載事項	手数料の種類	中 条 町		黒 川 村			
		単位	金額	単位	金額		
戸籍	戸籍の謄本・抄本の交付	1通	450円	1通	450円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	除籍の謄本・抄本の交付	1通	750円	1通	750円		
	戸籍の記載事項証明	証明事項1件	350円	証明事項1件	350円		
	除籍の記載事項証明	証明事項1件	450円	証明事項1件	450円		
	戸籍受理証明・書類記載事項証明	1通	350円	1通	350円		
	戸籍受理証明(上質紙を用いた場合)	1通	1,400円	1通	1,400円		
	戸籍届出書類の閲覧	書類1件	350円	書類1件	350円		
住民基本台帳	身分及び居住等に関する証明	1件	300円	1件	200円	合併時に中条町の例により統一する。 (黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)	
	住民票・広域住民票の交付	1件	300円	1枚増す毎に50円追加	200円		
	住民票記載事項の証明	1件	300円	1件	200円		
	戸籍附票の写の交付	1通	300円	1通	200円		
	住民基本台帳の閲覧	1人	300円	1人	200円		
	住民基本台帳カードの交付	1件	500円	1件	500円		両町村で差異がないため、現行のとおりとする。
印鑑登録	印鑑登録証の交付	1件	300円	1件	200円	合併時に中条町の例により統一する。 (黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)	
	印鑑証明	1件	300円	1件	200円		
	認可地縁団体印鑑登録証明	1件	300円				
外国人登録	外国人登録に関する証明	1件	300円	1件	200円		
臨時運行許可	自動車臨時運行許可申請の審査	1件	750円				
狂犬病予防	犬の登録	1頭	3,000円	1頭	3,000円	両町村で差異がないため、現行のとおりとする。	
	狂犬病予防注射済票の交付	1頭	550円	1頭	550円		
	犬の鑑札の再交付	1件	1,600円	1件	1,600円		
	狂犬病予防注射済票の再交付	1件	340円	1件	340円		
鳥獣保護	鳥獣飼養許可証の交付・更新・再交付	1件	3,400円	1件	3,400円		

		現 況				調 整 方 針	備 考
記載事項	手数料の種類	中 条 町		黒 川 村			
		単 位	金 額	単 位	金 額		
税	優良宅地造成認定申請の審査 造成宅地の面積が					合併時に中条町の例により統一する。	
	0.1ヘクタール未満	1件	86,000円				
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件	130,000円				
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件	190,000円				
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件	260,000円				
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件	390,000円				
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件	510,000円				
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件	660,000円				
	10ヘクタール以上	1件	870,000円				
	優良住宅認定申請の審査 新築住宅の床面積の合計が						
100㎡以下	1件	6,200円					
100㎡を超え500㎡以下	1件	8,600円					
500㎡を超え2,000㎡以下	1件	13,000円					
2,000㎡を超え10,000㎡以下	1件	35,000円					
10,000㎡を超え50,000㎡以下	1件	43,000円					
50,000㎡を超えるもの	1件	58,000円					
住宅用家屋証明申請の審査		1件	1,300円	1件	500円	合併時に中条町の例により統一する。 (黒川村の手数料は、平成17年4月改定 予定)	
所得、課税及び納税に関する証明書の交付		1件	300円	1件	200円		
土地に関する証明書の交付	1筆 2筆以上は1筆増す ごとに40円加算	300円 (上限2,000円)	1筆 2筆以上は1筆増 すごとに30円加算	200円			
建物に関する証明書の交付	1棟 2棟以上は1棟増す ごとに40円加算	300円 (上限2,000円)	1棟 2棟以上は1棟増 すごとに30円加算	200円			
農業	農業経営基盤強化促進法に基づく不動産登記の嘱託	1件	3,000円			合併時に中条町の例により統一する。	
都市計画	開発行為許可申請の審査 (1)主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供 する目的で行う開発行為					合併時に中条町の例により統一する。	
0.1ヘクタール未満	1件	8,600円					
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件	22,000円					
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件	43,000円					
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件	86,000円					
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件	130,000円					
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件	170,000円					
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件	220,000円					
10ヘクタール以上	1件	300,000円					

		現 況				調 整 方 針	備 考
記載事項	手数料の種類	中 条 町		黒 川 村			
		単 位	金 額	単 位	金 額		
都市計画	(2)主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為					合併時に中条町の例により統一する。	
	0.1ヘクタール未満	1件	13,000円				
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件	30,000円				
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件	65,000円				
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件	120,000円				
	1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件	200,000円				
	3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件	270,000円				
	6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件	340,000円				
	10ヘクタール以上	1件	480,000円				
	(3)その他						
	0.1ヘクタール未満	1件	86,000円				
	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	1件	130,000円				
	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	1件	190,000円				
	0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	1件	260,000円				
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	1件	390,000円					
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	1件	510,000円					
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	1件	660,000円					
10ヘクタール以上	1件	870,000円					
開発行為変更許可申請の審査							
	(1)開発行為に関する設計の変更	1件	開発区域の面積に応じ、前記の額に10分の1を乗じて得た額 (上限:870,000円)				
	(2)新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更	1件	新たに編入される開発区域の面積に応じ、上記の額				
	(3)その他の変更	1件	10,000円				
建築等許可申請の審査		1件	26,000円				
開発許可を受けた地位承継承認申請の審査							
	(1)開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が、1ヘクタール未満のもの	1件	1,700円				

現 況						調 整 方 針	備 考														
記載事項	手数料の種類	中 条 町		黒 川 村																	
		単 位	金 額	単 位	金 額																
都市計画	(2)開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの	1件	2,700円			合併時に中条町の例により統一する。															
	(3)開発行為が、前記以外のもの	1件	17,000円																		
	開発登録簿の写しの交付	用紙1枚	470円																		
その他	公簿、公文書及び公図の閲覧	1件	300円	1件	200円	合併時に中条町の例により統一する。 (黒川村の手数料は、平成17年4月改定予定)															
	公簿及び公文書の謄本又は抄本交付	1件	300円	1件	200円																
	その他の証明書の交付	1件	200円	1件	200円																
関係法令等	地方自治法（昭和22年法律第67号） （手数料） 第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。 （分担金等に関する規制及び罰則） 第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。 2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で5万円以下の過料を科する規定を設けることができる。 3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）					財政への影響額 単位：千円															
						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>予算額</th> <th>調整後見込額</th> <th>影響額（増減）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中条町</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>黒川村</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 備考 平成15年度当初予算ベース		予算額	調整後見込額	影響額（増減）	中条町				黒川村				計		
	予算額	調整後見込額	影響額（増減）																		
中条町																					
黒川村																					
計																					